

以下のものを含む：切断、短縮。後天的な病変の場合、利き腕、または、利き足かどうかを考慮する。利き腕、利き足の障害は、反対側の障害より有利に評価する。

1. 軽度の機能障害（能力低下率：1～20％）

社会生活、就労生活、及び、家庭生活、あるいは、日常生活行為の実現に影響がないもの。

例：手または足の指の部分切断、あるいは、単独の切断、軽度の短縮、など

2. 中程度の機能障害（能力低下率：20～40％）

一部の日常生活活動に支障を与えるか、または、社会生活、就労生活、及び、家庭生活に中程度の影響を与えるもの。

例：手または足の親指、あるいは、複数の手足の指、中足の切断、障害を伴う短縮（跛行）

3. 重度の機能障害（能力低下率：50～75％）

日常生活の一部の活動を制限するか、あるいは、社会生活、就労生活、及び、家庭生活上に重大な影響を伴うもの。

例：下腿または大腿（義足装着）、あるいは、利き側ではない側の前腕、肘または肩の切断。

4. 重篤な機能障害（能力低下率：80～90％）

移動が非常に困難または不可能か、あるいは、一つまたは複数の基本的行為を阻害するもの。

例：利き手（足）側の股関節、肩関節、または、肘関節の脱臼、あるいは、上肢両側の切断。

第VIII章

审美障害

本章では、肉体的外観の重度な異常に苦しむ患者が直面する社会適応上の問題を扱う。それに伴う機能的な能力低下についてはここでは除外した。

これら形態的問題が、機能的な能力低下を伴う場合は、それぞれの機能に対応する章を参照するのが適切である。

例：

- 切断：運動性の機能障害を参照（第七章）
- 眼球摘出：視覚の機能障害を参照（第V章）

1. 軽度の審美障害（能力低下率：1～10%）

通常の世界生活あるいは就労生活において、制限、及び、いくつかのまれな禁忌を伴うが、顕著な影響を示さないもの。

例：通常露出している体の部分（手、顔面、首）に現れない、火傷の痕、あるいは、広範な瘢痕。

2. 中程度の審美障害（能力低下率：15～35%）

本人の世界生活及び就労生活に影響を及ぼす可能性があり、また、複数の禁忌（公的な人間関係において）を伴うもの。

例：

-露出している部分に及んでいるが、基本的な形態、及び、顔面の表情を全く害さない火傷の痕、あるいは、広範な瘢痕。

3. 重度の審美障害（能力低下率：50～60%）

本人の世界生活すべてを顕著に障害するもの。

例：

-形態及び開口部の重度の損傷により、顔面の完全な変形を伴い、顔面表情（主としてまぶた、次いで、口、鼻）に顕著な障害をもたらす、火傷の痕、あるいは、瘢痕。

4. 重篤な審美障害（能力低下率：65～85%）

例：

-あらゆる世界生活、及び、就労生活を不可能にするほどの完全な変形。

1993年11月4日の政令第93-1216号

障害者への種々の給付のための評価指針に関し、「家族及び社会扶助に関する法律」、「社会保障法（第二部：国務院令）」、及び、「1977年12月31日の政令第77-1549号」を修正する政令

総理大臣は、国務大臣、社会保健都市大臣、文部大臣、労働雇用職業教育大臣、予算大臣、政府スポークスマン、及び農水産大臣の報告に基づき、「憲法」、特に第37条第2項、「家族及び社会扶助に関する法律」、特に第169条、「社会保障法」、特に第L.541-1及びR.541-1条、「農事法典」、「退役軍人障害年金及び戦争犠牲者に関する法律」、特に第9-1条、障害者のための進路指導に関する「1975年6月30日の修正法律第75-534号」、障害者のための進路指導に関する「1975年6月30日の法律第75-534号」（第39条にある補償給付に関する）の条項の実施、及び、公共機関の規則に関する「1954年9月2日の修正政令第54-883号の一条項」の廃止に関する「1977年12月31日の政令第77-1549号」、「1982年6月23日の憲法評議会決議第82-123L号」、社会保障に関する省庁間調整委員会の「1993年2月8日の答申」に鑑み、国務院（社会部）の合意を得、以下のごとく定める：

第1条.-本政令に、付則として、「家族及び社会扶助に関する法律」第169条、「社会保障法」第R.541-1条、及び、上掲の「1977年12月31日の政令」第1条に記載のある能力低下率の評価を主として考慮した、障害者の機能障害及び能力低下の評価のための評価指針を付す。

第2条.-「家族及び社会扶助に関する法律」第169条の第2項は、次の条項と置き換える：

『能力低下率は、障害者への種々の給付のための評価指針に関し、「家族及び社会扶助に関する法律」、「社会保障法（第二部：国務院令）」、及び、「1977年12月31日の政令第77-1549号」を修正する「1993年11月4日の政令第93-1216号」の付則である評価指針に従って評価する。』

第3条.-「社会保障法」第R.541-1条の第2項は、次の条項と置き換える：

『能力低下率は、障害者への種々の給付のための評価指針に関し、「家族及び社会扶助に関する法律」、「社会保障法（第二部：国務院令）」、及び、「1977年12月31日の政令第77-1549号」を修正する「1993年11月4日の政令第93-1216号」の付則である評価指針に従って評価する。』

第4条.-上掲の「1977年12月31日の政令」第1条の第2段落は、次の条項と置き換える：

『能力低下率は、障害者への種々の給付のための評価指針に関し、「家族及び社会扶助に関する法律」、「社会保障法（第二部：国務院令）」、及び、「1977年12月31日の政令第77-1549号」を修正する「1993年11月4日の政令第93-1216号」の付則である評価指針に従って評価する。』

第5条.-次の条項は、本政令の施行時に、「家族及び社会扶助に関する法律」第169条、「社会保障法」第541-1条、あるいは、上掲の「1975年6月30日の法律」第39-条に基づき、「退役軍人障害年金及び戦争犠牲者に関する法律」第9-1条に規定された評価基準に従って評価された能力低下率に応じて給付を受けている者に適用される。

1. 本政令施行以前に、上記のごとく設定された能力低下率は、当該能力低下率が認められている期間が終了するまで、上記第1条記載の評価指針の適用のみにより、減少させることは出来ない。

2. 当該期間の終了時、及び、それ以降の更新時には：

a) 障害者の状態に改善が認められる場合、能力低下率は、本政令に付した評価指針に従って評価する：

b) 障害者の状態に変化がないか、あるいは、悪化した場合、以前に認められていた能力低下率が、本政令に付した評価指針に規定された能力低下率より、対象者にとって有利と思える場合は、旧来の能力低下率が継続される。

第6条.-本政令の条項は、1993年12月1日より施行する。

第7条.- 国務大臣、社会保健都市大臣、内務国土整備大臣、文部大臣、労働雇用職業教育大臣、予算大臣、政府スポークスマン、及び農水産大臣は、それぞれ、フランス共和国官報上に発表される本政令実施の任を負う。

1993年11月4日、パリにて

総理大臣

EDOUARD BALLADUR により作成

国務大臣、社会保健都市大臣

SIMONE VEIL

国務大臣、内務国土整備大臣

CHARLES PASQUA

文部大臣

FRANCOIS BAYROU

労働雇用職業教育大臣

MICHEL GIRAUD

予算大臣、政府スポークスマン

NICOLAS SARKOZY

農水産大臣

JEAN PUECH

「社会保障法（第三部：政令）」を修正し、障害者の介護者の老齢保険、及び成人障害者への給付に関する 1993年11月4日の政令93-1217号

総理大臣は、国務大臣、社会保健都市大臣、予算大臣、政府スポークスマン、及び農水産大臣の報告に基づき、「社会保障法」、特に第 L. 381-1、L. 821-1、D. 381-3 及び D. 821-1 条、「農事法典」、「退役軍人障害年金及び戦争犠牲者に関する法律」、特に第 9-1 条、障害者のための進路指導に関する「1975年6月30日の法律第 75-534号」、障害者への種々の給付のための評価指針に関し、「家族及び社会扶助に関する法律」、「社会保障法（第二部：国務院令）」、及び、「1977年12月31日の政令第 77-1549号」を修正する「1993年11月4日の政令第 93-1216号」、

社会保障に関する省庁間調整委員会の1993年2月8日の答申に鑑み、
以下のごとく定める：

第1条.-「社会保障法」第 D. 381-3 条第2項を以下のごとく修正する：

『能力低下のパーセンテージは、障害者への種々の給付のための評価指針に関し、「家族及び社会扶助に関する法律」、「社会保障法（第二部：国務院令）」、及び、「1977年12月31日の政令第 77-1549号」を修正する「1993年11月4日の政令第 93-1216号」に従い評価する。』

第2条.-社会保障法第 D. 821-1 条第2項を以下のごとく修正する：

『能力低下のパーセンテージは、障害者への種々の給付のための評価指針に関し、「家族及び社会扶助に関する法律」、「社会保障法（第二部：国務院令）」、及び、「1977年12月31日の政令第 77-1549号」を修正する「1993年11月4日の政令第 93-1216号」に従い評価する。』

第3条.-次の条項は、本政令の施行時に、退役軍人障害年金及び戦争犠牲者に関する法律第 9-1 条に規定された評価基準に従って評価された能力低下率が適用され、社会保障法第 L. 381-1 条に基づき第3者に種々の権利を付与し、あるいは、同法第 L. 821-1 条に規定の給付を受けている障害者に適用される。

1. 本政令施行以前に、上記のごとく設定された能力低下率は、当該能力低下率が認められている期間が終了するまで、上掲の「1993年11月4日の政令第 93-1216号」の付則たる評価指針の適用のみにより、減少させることは出来ない。

2. 当該期間の終了時、及び、それ以降の更新時には：

a) 障害者の状態に改善が認められる場合、能力低下率は、上掲の「1993年11月4日の政令第 93-1216号」の付則たる評価指針に従って評価する：

b) 障害者の状態に変化がないか、あるいは、悪化した場合、以前に認められていた能力

低下率が、上掲の「1993年11月4日の政令第93-1216号」の付則たる評価指針に規定された能力低下率より、対象者にとって有利と思える場合は、旧来の能力低下率が継続される。

第4条.-本政令の条項は、1993年12月1日より施行する。

第5条.-国務大臣、社会保健都市大臣、予算大臣、政府スポークスマン、及び農水産大臣は、それぞれ、フランス共和国官報上に発表される本政令実施の任を負う。

1993年11月4日、パリにて

総理大臣

EDOUARD BALLADUR により作成

国務大臣、社会保健都市大臣

SIMONE VEIL

出版：CTNERHI

発行：リプログラフィ一部

法定納本：1994年2月

ISBN 2-87710-079-0

ISSN 0223-4696

CPPAP 60.119

所長：Annick DEVEAU

1993年12月1日以降、新評価指針は、県特殊教育委員会（CDES）及び職業指導再就職斡旋委員会（COTOREP）が、1975年6月30日の法律に従い、障害者の能力低下率を決定する際の依拠基準となった。

上記の適用範囲内において、退役軍人及び戦争犠牲者の評価基準の代わりとなる、この新しい評価指針は、障害に対するアプローチの概念を変えるものである。新評価指針は、国際障害分類に展開されているWHOのコンセプトに依拠している。

本書には、新評価指針、政令、施行通達が記載され、医学的鑑定を担当する医師や、委員会のメンバーだけでなく、障害者の介護に関わるあらゆる職種の人にとって、よき参考資料となるだろう。本書は、また、国際障害分類に多少とも関心のある人の参考となるだろう。

国立障害社会的不利技術調査研究センター
Tolbiac 通り 236bis
パリ 75013

N. 206

価格：110 フラン

平成11年度厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
「身体障害者福祉法における障害認定の在り方に関する研究」

参考資料2

[フランス] 障害者の機能障害及び能力低下の評価のための指針
社会保障における障害評価

発行者 木村哲彦（日本医科大学教授 医療管理学教室）
〒113-8602 東京都文京区千駄木1-1-5

発行日 平成12年3月31日